平成２１年（フ）第８５号
京都府綾部市大島町柳３番地
破産者　金山建設株式会社
1　決定年月日　平成23年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２１年（フ）第６０４号
大阪市北区梅田１丁目２番２―1200号
破産者　中央コミニティー株式会社
1　決定年月日　平成23年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５９６号
岡山市南区小串524番地
破産者　森内　康徳
1　決定年月日　平成23年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１５２号
広島県尾道市天満町14番11号
破産者　チャイナ・トランジット・カムパニー株式会社
1　決定年月日　平成23年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２１年（フ）第５４号
徳島県阿南市津乃峰町長浜197番地の１
破産者　株式会社徳島電工舎
1　決定年月日　平成23年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
徳島地方裁判所阿南支部

平成２２年（フ）第６０２号
秋田市山王２丁目１番53号
破産者　株式会社ウエルネス北東北
1　決定年月日　平成23年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６７号
最後の住所福島県いわき市鹿島町下矢田字前原51番地
破産者　亡園部潔相続財産
1　決定年月日　平成23年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所いわき支部

平成２２年（フ）第１２０３号
横浜市泉区下飯田町733番地２
破産者　株式会社マルヒト
1　決定年月日　平成23年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３７１１号
横浜市港北区大豆戸町1020番地４
破産者　有限会社金城塗装
1　決定年月日　平成23年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７７０号
愛知県豊田市足助町東井ノ上１番・２番合併地、商業登記簿上の本店所在地愛知県蒲郡市緑町12番27号
破産者　株式会社工友舎
1　決定年月日　平成23年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第１号
島根県大田市温泉津町吉浦403番地、前住所大阪市淀川区三津屋北２丁目10番21―502号
破産者　山田　暁美
1　決定年月日　平成23年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所出雲支部

平成２３年（フ）第１２号
島根県出雲市大津町2633番地16
破産者　金坂　巻子
1　決定年月日　平成23年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所出雲支部

平成２３年（フ）第１２号
愛媛県四国中央市中之庄町120番地１
破産者　有限会社サンコー
1　決定年月日　平成23年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所西条支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２３年（フ）第２６号
さいたま市桜区田島３丁目17番12号　ＪＡＺＺ101号
破産者　柳田　庄三
1　決定年月日　平成23年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１３６号
埼玉県川口市大字安行原1848番地の10
破産者　沓澤　征二
1　決定年月日　平成23年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成１８年（フ）第１７６号
福岡県みやま市山川町原町178番地５
破産者　横田　正已
1　決定年月日　平成23年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２２年（フ）第２７１号
北海道苫小牧市字沼ノ端925番地の11
破産者　斉藤　一博
1　決定年月日　平成23年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第３２８号
北海道苫小牧市澄川町５丁目17番７号
破産者　工藤　　誠
1　決定年月日　平成23年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２３年（フ）第３１号
釧路市大楽毛１丁目３番20号
破産者　山田　修敬
1　決定年月日　平成23年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第１９５０号
仙台市青葉区中山５丁目18番２―103号、従前の住所青森市桜川８丁目21番18号　ハイセレールクレストＡ―101
破産者　伊香　崇志
1　決定年月日　平成23年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第２７３号
宮城県遠田郡美里町木間塚字押切西29番地
破産者　櫻井　美幸
1　決定年月日　平成23年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係